

「法令および取扱心得」

注意事項（火薬類取扱所）

- 1 消費場所に火薬類取扱所は一箇所とすること
- 2 火薬類取扱所の周囲には、適当な境界柵を設けかつ、「火薬」「立入禁止」「火気厳禁」等と書いた警戒札を立てること
- 3 火薬類取扱所の境界内には、爆発し、発火し、または燃焼しやすいものをたい積しないこと
- 4 内部は清潔を保ち、整理整頓し、作業に必要な器具以外のものを置かないこと
- 5 火薬類取扱所には、定員を定め、責任者および指名された作業員以外は立ち入らないこと
- 6 内部に存置できる火薬類の数量は、一日の消費見込量以下とすること
- 7 帳簿を備え、責任者を定めて、火薬類の受け払いおよび消費残量をその都度明確に記録し、現品との照合を行うこと
- 8 火薬類取扱所では、親ダイを作成する作業は行ってはならない
- 9 爆薬・火工品は、それぞれ別々に収納すること
- 10 火工所および切り羽に、火薬類を運搬する場合は、爆薬・火工品をそれぞれ別々の容器で運搬すること
- 11 火薬類取扱所を閉じるときは、残火薬がないか確認すること

「法令および取扱心得」

注意事項（火工所）

- 1 火工所では親ダイ作製以外の作業を行わないこと
- 2 火工所に火薬類を存置しているときは、見張り人を常時配置し盗難防止をはかること
- 3 責任者および指名された作業員以外は立ち入らないこと
- 4 境界内では禁煙しないこと、火気を使用しないこと、また、爆発・発火・燃烧等の危険がある物をたい積しないこと
- 5 内部は清潔を保ち、親ダイ作製に必要な器具のほか持ち込まないこと
- 6 存置量は一発破に使用する親ダイまたはそれを作るに必要な火薬類の数量とすること
- 7 親ダイ・爆薬・火工品はそれぞれ整理棚に収納すること
- 8 親ダイは親ダイ運搬箱に入れて切羽へ運び、その残火薬（親ダイ）は直ちに火工所に返納すること
- 9 雷管は薬包の中（無理に押し込まず雷管棒であけた孔）に静かに入れる
- 10 電気雷管の脚線は端末を短絡させ、また抜けるのを防ぐため、薬包を一巻しておくこと
- 11 帳簿を備え責任者を定めて、火薬類の受け払いおよび消費残量をその都度明確に記録するとともに現品との照合を行うこと
- 12 火工所を閉じるときは、残火薬がないか確認すること